

平成30年度第3回池田町森林整備計画

実行管理推進チーム会議

日時：平成31年1月22日（火）13：00～

場所：池田町社会福祉センター1号会議室

1. 議 事

- (1) 平成30年度取組結果の報告
- (2) 池田町森林整備計画（案）の意見聴取
- (3) 森林環境譲与税を活用した町単独補助事業（案）の協議
- (4) その他

3. 閉 会

池田町森林整備計画実行管理推進チーム会議出席者名簿

日時：平成30年 1月22日（火）13：00～

場所： 池田町社会福祉センター1号会議室

所属	部課等	職名	氏名
北海道総合研究機構林業試験場	森林環境部環境グループ	研究主幹	長 坂 晶 子
		主査 (森林防災)	阿 部 友 幸
	道 東 支 場	研究職員	岩 崎 健 太
十勝総合振興局	森 林 室	主 幹 (森林総合監理)	大 上 野 裕 治
	森林室普及課	課 長	原 田 明 彦
		普及推進係長	野 田 哲 也
		専門普及指導員	藤 田 真 理 子
	産業振興部林務課森林整備係	主 任	森 谷 佳 晃
		主 事	姫 野 史 風
北海道ニッタ（株）	業務部山林課	課 長	高 田 健 一
			神 谷 浩 平
			佐 藤 智 幸
三井物産フォレスト（株）	帯広山林事務所	所 長	田 中 剛
			松 本 健 太 郎
十勝東部森林管理署 (オブザーバー)		次 長	片 岡 保 章
	業 務 グ ル ー プ	主任森林整備官 (経営・ふれあい担当)	桐 山 綾
池田町	産業振興課林務係	係 長	熊 谷 朋 樹
		主 任	山 本 健 太

池田町森林整備計画実行管理推進チーム重点取組内容（平成30年度）

取組内容	目標	方法	今年度の取組内容	結果・評価	来年度の取組内容
A 低密度施業の方針策定	標準的な施業方針を池田町森林整備計画の中で明文化	・町有林内に施業試験地を設定して施業を実施 ・施業の効果を測る為に植栽から5年間成長量及び生存率の調査を実施	・植栽5年目まで継続した調査を実施（平成30年度は植栽4年目）	・スケジュールの都合により調査実施できず	・雪解け後すぐに調査実施 ・秋にも5年目調査を実施し、低密度施業の方針について一定の方向を示す
B カラマツ資源の平準化	カラマツ資源量及び出材量を確保しながら、50年後の齢級構成を平準化させる	・資源予測の実施及び予測値と実績値の比較	・今年度の結果を基に5年間の総括を行い、必要に応じて資源予測の見直し	・資源予測の前提条件を検討中	早い段階で資源予測の実施、構成員に周知
		・平準化に向けた町単独事業の提案【新規】	・積極的な多間伐長伐期施業への誘導を目的とした弱度間伐への補助事業の提案	後ほど協議	後ほど協議
		・植栽面積確保のため、コンテナ苗の秋植栽を検討	・植栽5年目まで継続した調査を実施（平成30年度は植栽3年目）	調査結果はHPに公開中 全ての樹種で健全木比率は6割程度	秋頃に調査実施（町） 構成員へ情報提供
C 路網整備・集約化施業の促進	森林の適時適切な管理に資するため、路網を適正に配置する	・既存の作業路網を把握し、作業路開設適地を抽出し、路網の適正配置について検討	・既設作業路が配置されている立地条件を把握 ・町有林施業試験地において作業路の経時変化を観測予定	調査実施できず	GIS等を用いた解析を実施予定（町） 構成員へ情報提供
D 造林未済地の解消	伐採跡地における植栽もしくは天然更新によって、無立木地の解消を目指す	・人工林の伐採跡地については、基本的に植栽による更新を推進 ・天然更新完了調査を実施し、天然更新による成林適地を把握	・平成30年度より、未来森対象地について町単独で上乗せ補助（上限40,000円/ha）を実施 ・天然更新完了調査の実施	対象地413,23haのうち、108,74haを調査更新完了：37,42ha 詳細調査必要：14,16ha 植栽予定：50,04ha 更新未済：7,12ha	森林環境譲与税を活用し、未来森対象外の人工造林に係る費用を補助（後ほど協議）
E 森林病虫獣害の予防	病虫獣害の発生を未然に防ぐ手法を提示する	・北海道が実施しているカラマツヤツバキクイムシモニタリング調査への協力	・クイムシモニタリング調査最終年度となるため、調査への協力を実施	別途、普及課より報告 本年度をもって調査完了	
F 地域における森林機能の評価	平成23年度の計画変更において実施したソーニングに基づいて、各地域における森林機能を定量的に評価し、森林の有する機能を高めるべき森林を抽出する	北海道が公表している森林機能評価基準を用いて、森林の有する機能を評価する	・流域を細分化し、各流域において機能評価を実施する ・各流域において総合得点を引き下げない森林管理手法の提案	・評価中	早期に機能評価を実施（町） 構成員へ情報提供
G 適正な天然林管理の提案	製炭用原木の安定供給を図るとともに、大径木を育成するための育成木施業の提案	育成木施業の考え方・選木方法の普及啓発	・池田町林業グループが主催する選木研修の合同開催	・5/23 選木研修実施（組合・ニッタ・三井・普及課・森林管理署参加） ・町有林にて育成木施業の実施（町直営、森林組合へ委託）	森林環境譲与税を活用し、スイス人フォレスターの招聘を検討中

その他特記事項

- ・林業試験場重点課題「カラマツ・トドマツ人工林における風倒害リスク管理技術の構築」の1年目…町有林施業試験地において引き倒し試験実施
- ・道庁森林計画課による衛星画像を活用した森林情報精度検証調査の実施
- ・池田町林業グループ主催による広葉樹丸太原木販売会を開催（H30.11.26）

池田町森林整備計画樹立に係る主な変更点

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

- 地質・土壌・降水量・積雪量の詳細な記載
- 本町における森林が発揮している機能の文言変更
- 皆伐面積増加によるカラマツ資源減少の懸念を明記
- 自伐型林業及び近自然森づくりに関する研修会開催の記載
- 人工林及び天然林における目標像の記載

2 森林整備の基本方針

- 年間120haの造林面積確保と明記
- ゾーニングの基本的な考え方の明記
- 既存路網を繰り返し活用する事を推進する旨を明記
- 生活環境保全林の記載削除（町内では今後も指定予定がないため）

3 森林施業の合理化に関する基本方針

- 全文書き換え（多様な森林管理の担い手育成、適正価格の原木取引について取り組む）

II 森林の整備に関する事項

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

- アカエゾマツの植栽本数追加（地域森林計画に準拠）

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

- アカエゾマツの施業体系を追加（地域森林計画に準拠）

2 保育の種類別の標準的な方法

- 表にアカエゾマツの保育の時期を追加（地域森林計画に準拠）

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法

- 表にアカエゾマツの生産目標等を追加（地域森林計画に準拠）

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

4 森林経営管理制度の活用に関する事項（全文追加、森林経営管理法関連）

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準および作業システムに関する事項

- 現状の作業システムに合わせた作業システム表の整理

4 その他必要な事項

- 既設作業道の繰り返し利用、維持修繕の推奨する旨を記載

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

- 近自然森づくりという文言の明記

IV その他森林の整備のために必要な事項

3 森林の整備を通じた地域振興に関する事項

- 製炭用原木の安定供給を目的とした自伐型林業、小規模な森林整備の推進

4 森林の総合利用の推進に関する事項

- 幼児・児童を対象とした植樹体験・木工体験の実施
- 緑化木圃場（コンテナ苗秋植栽試験地）における施業試験・体験活動フィールドとしての活用

5 住民参加による森林の整備の移管する事項

- 住民が参加しやすい小規模林業の推進（研修会の開催など）

池田町単独補助事業（案）について

（第1回会議時点での補助事業案）

<A>再造林上乗せ補助：未来森対象地での40,000円/ha上限←今年度より先行実施

弱度間伐補助：本数伐採率20%未満の間伐で事業費全額

<C>作業道補修補助：旧作業道における定額補助

<<11月にご提案した補助事業案>>

1 人工造林補助

未来森対象外の箇所を実施する地拵+植栽に対して、100,000円/haの補助を行う

2 弱度間伐補助

本数伐採率20%未満の間伐に対して、120,000円/haの補助を行う（年齢制限なし）

また、搬出材を町内林産施設に販売する場合、5,000円/haの上乗せ補助

育成木施業を実施する場合、10,000円/haの上乗せ補助

3 作業道補修補助

上記1、2の事業を実施する際に使用する既存作業道における作業道構造の維持・復旧に対して、1,000円/mの補助を行う

<補助金の交付対象者>・・・森林経営計画を策定している事業主体

（ただし、地方公共団体は除く）

<補助対象者の義務>

事業完了年度の翌年度から起算して5年以内に森林用途以外への転用、皆伐した場合は、補助金返還の対象となる。

<その他>

上記の義務以外に禁止事項を設ける予定は現時点ではない。従って、弱度間伐を実施したのち、次回の間伐まで5年の期間を空けるなど、公共事業における制限を引用する予定はない。